

倒産件数、13カ月連続で前年同月超え

東京商工リサーチが発表した2023年4月の全国企業倒産件数は、前年同月比25%増の610件でした。前年同月を上回るのは13カ月連続で、とりわけ物価高を原因とする倒産が49件と、前年同月に比べ2.3倍に増えているのが目立っています。原材料価格の上昇を販売価格に転嫁できない中小企業が減らなければ、倒産件数の高止まりが長期化する可能性があるようです。

産業別にみると、主要10産業のうち、小売業を除く9産業で前年同月を上回っています。

最多は、サービス業他の191件(前年同月比23.2%増)で、8カ月連続で前年同月を上回っており、月次倒産に占める構成比は、31.3%(前年同月31.8%)でした。

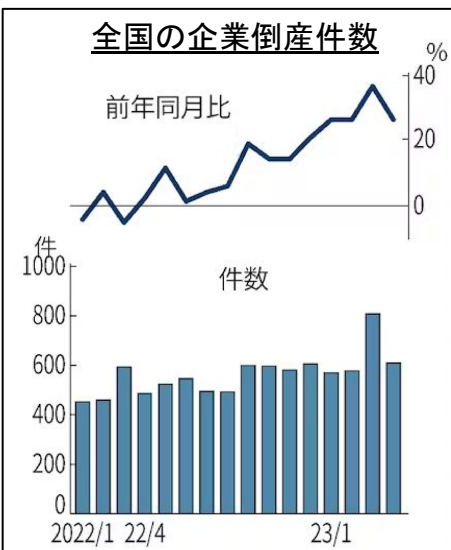
次いで、建設業が134件(前年同月比65.4%増)で4カ月連続、製造業が77件(同26.2%増)で9カ月連続で、それぞれ前年同月を上回っています。これは、円安やウクライナ情勢による資材や原材料、光熱費の高騰などの影響を大きく受けていることが要因と考えられます。

東京商工リサーチが4月に約4400社を対象にした調査によると、「調達コスト増加の影響を受けている」と回答した企業は87%にもものぼり、その内「上昇分を価格転嫁できていない」との回答が約4割に達しています。

実質無利子・無担保の「ゼロゼロ融資」の返済が本格化するなか、回復が遅れた企業を中心に、再建を断念するケースも増えており、ゼロゼロ融資を受けた後に倒産した件数は、38%増の43件となっています。

このほか、運輸業では24件(同9.0%増)、情報通信業27件(同68.7%増)が7カ月連続で増加、不動産業が19件(同46.1%増)で6カ月連続で増加、金融・保険業が4件(同100.0%増)で3カ月連続で増加、農・林・漁・鉱業が8件(同33.3%増)で2カ月連続で増加、卸売業が66件(同20.0%増)で2カ月ぶりに増加し、それぞれ前年同月を上回っています。一方、小売業においては、60件(同20.0%減)で、5カ月ぶりに前年同月を下回っています。なお、負債総額は、2.5倍の2038億円となり、2カ月ぶりに前年同月を上回っていますが、4月に民事再生法の適用を申請したユニゾホールディングスの負債額(約1262億円)が全体を押し上げたことが要因です。

新型コロナウイルス禍で企業の資金繰りを支えた支援策が切れ、返済のピークも迫るなか、物価高や人手不足が重荷となって企業倒産の増加が加速する可能性があります。コロナ禍の支援依存から抜け出せない企業を中心に、夏場に向けて増勢が強まる可能性が高く注意が必要です。(参考:東京商工リサーチ資料)



CONTENTS

倒産件数、13カ月連続で前年同月超え…………… P.1

新たな先端設備等導入計画による固定資産税の減免措置…………… P.2

インボイス未登録の免税事業者との取引価格の引下げで注意喚起…………… P.4

遺言の種類とその特徴…………… P.4

自筆証書遺言補完制度とは…………… P.5

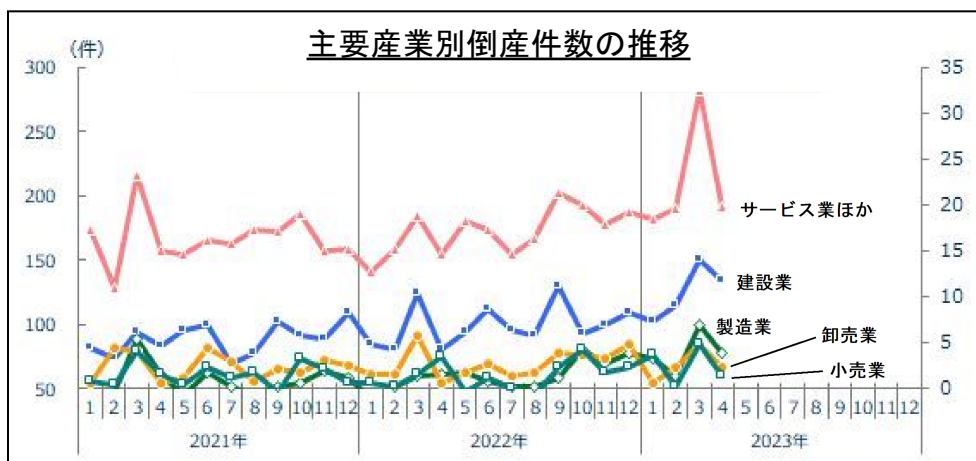
6月度の税務スケジュール…………… P.5

今月の名言録…………… P.6

無料相談会実施中…………… P.6

最新情報は ASAKのTwitter(ツイッター)もご利用ください!

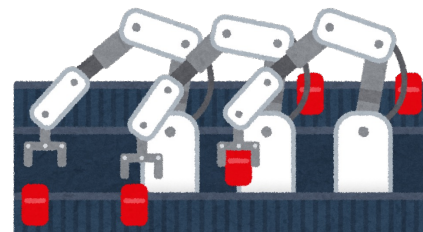
随時更新しますのでフォローして下さい!



新たな先端設備等導入計画による固定資産税の減免措置

◆ 新たな固定資産税の特例措置

設備投資に伴う固定資産税の負担を軽減する特例措置として、中小企業者が策定した「先端設備等導入計画」に基づく一定の設備投資について、3年間の固定資産税をゼロから1/2とする措置がありました。2023年3月31日で廃止されました。



これと入れ替わるように、中小企業者が策定した「先端設備等導入計画」に基づく一定の設備投資について、3年間の固定資産税を1/2(賃上げ表明があった場合には、最長5年間について1/3)とする措置が、2023年度税制改正により創設されました。

◆ 先端設備等導入計画

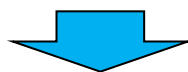
「先端設備等導入計画」とは、一定の中小企業者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画をいいます。国から策定した「導入促進基本計画」の同意を受けている市区町村から、「先端設備等導入計画」の認定を受けることで、税制支援や金融支援を受けることができます。ここでは、2023年4月1日に中小企業庁から公表された「先端設備等導入計画策定の手引き(2023年4月版)」に基づき、「先端設備等導入計画」の手続の流れを確認します。

(1) 手続フロー

認定を受けるための主な手続フローは、次のとおりです。

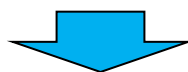
① 事前確認・準備

- 新規に導入する設備を設置(所在)する市区町村が「導入促進基本計画」を策定しているか確認
 - ・ 策定していない市区町村では認定が受けられない
 - ・ 認定の対象範囲は市区町村によって異なるため、対象業種・対象資産等詳細は市区町村に確認
- 対象設備の導入時期を確認
 - ・ 既に取得した設備は対象外(認定後に設備を取得する必要がある)
 - ・ 認定事務に一定期間要する必要があるため、余裕を持った計画の策定が必要
- 税制支援を受ける場合は、対象者の範囲や手続を確認
 - ・ 対象者の範囲が異なる
 - ・ 投資計画(年平均の投資利益率を5%以上と見込んだもの)に関する確認を行う
 - ・ 賃上げ表明を行い軽減期間や割合を増やしたい場合は、その内容を確認
- 金融支援を受ける場合は、対象者の範囲や手続を確認
 - ・ 計画申請前に関係金融機関に要相談



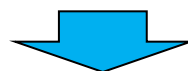
② 先端設備等導入計画の作成

- 申請先の市区町村が策定した「導入促進基本計画」に沿っているか確認
- 様式は問題ないか確認
 - ・ 申請先の市区町村が求めている様式に沿っているか確認
- 税制支援を受ける場合は、投資計画の策定や賃上げ表明などを行う



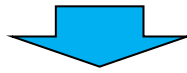
③ 認定経営革新等支援機関に確認を依頼

- 税制支援を受ける場合は、「先端設備等導入計画」の事前確認とともに投資計画の確認も依頼
 - ・ 認定経営革新等支援機関から内容の確認後、それぞれ確認書が交付される



④ 申請(認定)

- 市区町村長宛てに、必要書類を添付した認定申請書を提出
 - ・ 賃上げ方針を策定して表明した場合は、その表明を証する書面の添付を忘れずに行う
 - ・ 認定を受けた場合、市区町村長から認定書が交付される



計画に基づく取り組みの開始



(2) 申請のポイント

対象となる中小企業者の定義は、中小企業等経営強化法に定められていますが、市区町村が定める「導入促進基本計画」によって異なる場合があります。

また、計画期間や対象設備も、市区町村が定める「導入促進基本計画」によって異なる場合があります。そのため、事前に申請先の市区町村に詳細を確認しておくのがいいと思われます。

◆ 税制支援(固定資産税の特例措置)

(1) 概要

中小事業者等が認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、適用期間内に一定の設備を取得した場合には、その設備に係る固定資産税の課税標準について、最初の3年間は1/2に軽減されます。

また、雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる賃上げ方針を策定して従業員に表明したことを、新規申請時の認定申請書に記載等すると、右の取得日に応じた年数にわたり、1/3に軽減されます。

設備取得日	年数
2023年4月1日～2024年3月31日	5年間
2024年4月1日～2025年3月31日	4年間

(2) 対象事業者

対象となる中小事業者等とは、次のいずれかに該当する事業者をいいます。

- ・ 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人(大企業の子会社等を除く)
- ・ 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

(3) 適用期間

適用期間は、2023年4月1日から2025年3月31日までとなります。

(4) 対象設備

対象設備は、年平均の投資利益率が5%以上と見込んだ投資計画に記載された、償却資産として課税される次の設備です。ただし、市区町村によって異なる場合があるので、確認は必要になります。

設備の種類	取得価額 (1台1基又は一の取得価額)
機械装置	160万円以上
工具・器具備品	30万円以上
建物附属設備	60万円以上

(建物附属設備は家屋と一体で課税されるものを除く)

★ [浅岡会計事務所は、認定経営革新等支援機関\(No.100623005401\)](#)として、経済産業省から認定されていますので、お気軽にご相談ください。

認定経営革新等支援機関とは

2012年に制定された中小企業経営力強化支援法に基づき、中小企業の経営力を強化する目的で設立された制度です。経済産業省が管轄となっており、主な業務内容としては、中小企業や小規模事業者の経営に関するアドバイスをおこない、事業計画の策定や資金調達、補助金申請を支援することです。



インボイス未登録の免税事業者との取引価格の引下げで注意喚起

◆ 消費税相当額の一方的な値引き通告は独占禁止法上問題のおそれ

公正取引委員会は先月、「インボイス制度の実施に関連した注意事例」を公表しました。

10月1日から始まるインボイス制度を契機に、免税事業者との取引条件を見直す向きがあります。免税事業者からの仕入れも、経過措置期間中(実施後6年間)は、一定の範囲で仕入税額控除が認められますが、消費税10%相当額を取引価格から引き下げることを一方的に取引相手に通告するなど、独占禁止法違反につながるおそれのある事例がみられたため、公正取引委員会が約10の発注事業者に注意を行ったようです。

◆ 8割控除の経過措置踏まえた価格設定

公正取引委員会等は、インボイス制度に関連して、免税事業者とその取引先の発注事業者との間における取引条件の見直しなどにつき、独占禁止法や下請法上問題となり得る行為の考え方等を示した「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」を公表しています。

(公正取引委員会HP https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html)

同Q&Aでは、取引価格の引下げについて、免税事業者からの仕入れに係る仕入税額控除が制限される分について、双方が協議し、納得して取引価格を設定すれば、その価格が引き下げられても独占禁止法上問題にならないなどとしています。インボイス制度開始後3年間は、免税事業者からの仕入れでも仕入税額相当額の8割、その後の3年間は5割を控除できる経過措置があります。つまり、一定の範囲で仕入税額控除を認める経過措置があるにもかかわらず、消費税10%相当額を取引価格から引き下げることを一方的に通告することは、必要以上(仕入税額控除が制限される分)に取引価格を引き下げることにもなり、下記の「独占禁止法上又は下請法上の考え方」で示すように、独占禁止法や下請法上の問題となるおそれがあるようです。

なお、仕入税額控除が制限される分、つまり経過措置が適用されない部分である消費税相当額の2割又は5割に抑えて取引価格を引き下げられる場合でも、それが一方的な通告ではなく、双方が協議し、納得したうえでの取引価格の設定であることが、独占禁止法や下請法の観点で重要となってくるので注意してください。

【独占禁止法上又は下請法上の考え方】

取引上優越した地位にある事業者が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合に、消費税相当額を取引価格から引き下げると一方向的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

また、下請法上の親事業者が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者である下請事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合に、消費税相当額を取引価格から引き下げると一方向的に通告することは、下請法上問題となるおそれがある。

遺言の種類とその特徴

遺言とは、被相続人(亡くなった人)が生前に「自分の財産を、誰に、どれだけ残すのか」についての意思表示をするもので、それを書面に残したものが遺言書です。「ゆいごん」「いごん」のどちらの読み方でも使われています。

遺言は大きな効力を持っており、遺言書さえあれば、遺産は基本的に遺言書通りに分けることとなります。そのため、スムーズに遺産相続が進むこととなり、遺産の分け方をめぐって相続人同士での争いも生じにくくなります。

また、遺言によって、法律で定められた法定相続人以外の人に財産をあげたり、寄付したりすることもできます。例えば、介護で世話になっている長男の妻は、法定相続人ではないので相続権はありませんが、遺言によって、長男の妻にも自分の財産を譲ることができます。

◆ 遺言書の種類

遺言の種類は大きく分けると普通方式遺言と特別方式遺言の2種類にわかれ、その中でさらに細分化されて、7種類となります。ほとんどの場合は普通方式遺言を使用しますが、一部の緊急事態に限り特別方式遺言を使用します。



中でも、普通方式遺言の自筆証書遺言と公正証書遺言が、一般的に使われています。

なお、これらには有効期限はなく、何度も作成した場合には、最新の日付の遺言のみが有効となります。



	自筆証書遺言		公正証書遺言
	保管制度活用	保管制度なし	
作成方法	・本人が記述、作成 ・財産目録以外の全文、日付、氏名を自書		・公証人が記述、作成 ・証人2名(相続人以外)
保管方法	法務局で保管	・適宜保管	・公証役場で保管
費用	・3,900円	・0円	・財産価額に応じた手数料
家裁の検認	・不要	・必要	・不要
死亡通知	・指定者へ通知	・なし	・なし
メリット	・手軽に作成 ・紛失リスクなし	・手軽に作成	・無効になりにくい ・紛失リスクなし
デメリット	・無効になりやすい (形式不備)	・無効になりやすい (形式不備)	・手間と費用がかかる

自筆証書遺言補完制度とは

相続をめぐる紛争を防止する観点から、自筆証書遺言を法務局で保管する制度が始まっています。この制度の概要は、下記の通りです。遺言の有効性が保証されるものではありませんが、一定の効果が期待できる制度となっています。

- ① 自筆証書遺言に係る遺言書を法務局(遺言書保管所)で預り、その原本及びデータを長期間適正に管理します。(原本:遺言者死亡後50年間/画像データ:遺言者死亡後150年間)
- ② 保管の際は、法務局職員(遺言書保管官)が民法の定める自筆証書遺言について外形的な確認を行います。
※ 遺言の内容について、法務局職員(遺言書保管官)が相談に応じることはできません。
※ 本制度は、保管された遺言書の有効性を保証するものではありません。
- ③ 相続開始後は、相続人等に遺言書の内容が確実に伝わるよう、証明書の交付や遺言書の閲覧等に対応します。
- ④ 本制度で保管されている遺言書は、家庭裁判所の検認が不要となります。
- ⑤ 相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けたり、遺言書の閲覧をした場合には、その他の全ての相続人等へ遺言書が保管されている旨の通知をします。
- ⑥ 遺言者があらかじめ通知を希望している場合、その通知対象とされた方(遺言書1通につき1名)に対して、遺言書保管所において、遺言者の死亡の事実が確認できた時に、遺言書が遺言書保管所に保管されている旨の通知が届きます。通知対象者は、遺言者が相続人、遺言書に記載の受遺者等及び遺言書執行者等の中から選択します。

6月度の税務スケジュール

内 容	期 限
5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月～当年5月分)の納付	納 期 限 6月12日(月)
所得税の予定納税額の通知	6月15日(木)
4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税等>	申告期限 } 納 期 限 } 6月30日(金)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	
10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	
消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>	
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)	

今月の名言録

視野を広く

世の中は広い。その広い世の中を、狭い視野ですすめば行きづまる。

人生は長い。その長い人生を、狭い視野で歩めば息が切れる。

視野の狭い人は、わが身を処する道を誤るだけでなく、人にも迷惑をかける。

だから、おたがいの繁栄のために、おたがいの視野の角度を、グングン広げなければならない。

十度の視野は十五度に。十五度の人は二十度に。

もっとも、百八十度までひろげてみても、それでようやく、ものごとの半面がわかっただけだから、

ほんとうは、グルリと三百六十度を見わたさなければならない。

それが、真の融通無碍、つまり解脱というものではなかろうか。

だが、なかなかこうはいかない。

百八十度も広がればたいしたもので、普通は、せいぜいが十五度か二十度ぐらいの視野で、

日々を歩んでいるのではなかろうか。

だから争いが起こる。悩みが起こる。そして繁栄がそこなわれる。

視野を広く。どんなに広げても広すぎることはない。

おたがいの繁栄と平和と幸福のために、だれもが、広い視野を持つように心がけたいものである。

(「道をひらく」松下幸之助著 PHP研究所刊)



無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651

本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

